

編集長から

「精神障害者の施設は余りの金」なのか

増田 一世

「精神障害者の社会復帰施設整備は、申請のあった161件中、35件しか認められない」この厚生労働省の発表は、関係者の中で瞬く間に広がり、どうしたことなのかという疑問と怒りが各地に広がっていった。国は、精神障害者が地域で生きることを「新障害者計画」で標榜しながらも、一方でその芽を摘んでいくという大きな矛盾を露呈した。

この発表を受けて、5団体（全国精神障害者社会復帰施設協会、全国精神障害者家族連合会、全国精神障害者地域生活支援協議会、日本精神保健福祉士協会、きょうされん）が主催して、「精神障害者社会復帰施設整備費補助問題を考える緊急集会」が東京の砂防会館で開催された。開催までの準備期間が短かったにもかかわらず、会場には600名を超える人たちが集まった。緊急集会では、国内示が下りなかった団体の現状報告があった。

やどかりの里の経験も同様だが、関係者の思いをより合わせて施設建設を決定し、土地の獲得、資金づくり、周辺の住民の同意、さまざまなハードルを乗り越えてきたところばかりである。また、市町村が土地を提供する、あるいは施設立上げの予算を計上するなど、地元自治体の動きもあった。こうしたすべての取り組みが、すべて宙に浮いた。買い取った土地は、建設の目途が立たないまま、集まつた寄付も、その寄付に寄せられたさまざま人たちの施設建設への思いも、新しい施設に生きる夢を膨らませていたメンバーの思いも、あるいはそのために雇われた職員も行き着くところをもたないままだ。

緊急集会での現状報告の中で、福島から参加された相澤興一さんは、施設整備費が補正

予算で組まれていた事実に対して、「精神障害者の施設は余りの金」なのかと怒りを表現された。私たちはこの怒りを忘れてはならないと思う。これは、精神障害者のいのちと暮らしが、国の中でいかに軽く扱われているかということなのだ。

この問題の根は深い。精神衛生法から精神保健法に変わった時に、社会復帰施設が法的に認められたことを一定の前進であるとした。その後、精神障害者の社会復帰施設が第2種事業のまま10年以上が経過するが、この問題は看過されたままだ。「余りのお金」の問題と1つの流れの中にあることなのではないか。

こうした中で、この状況をばねにして前進しようという意気込みも感じられる。長野県飯田市で小規模作業所から通所授産施設開設に向けて準備をしてきた「いづみの家」の小倉さんの発表は、力強かった。県内で連絡を取り合い、合同の抗議集会を開催したり、県内のさまざまな団体に呼びかけての署名運動、長野県の田中知事への要望書の提出、県選出の国会議員13人に紹介議員を依頼し、秋の臨時国会に向けて、大きな運動を起こしていく予定であるといふ。

今回の問題は、関係者にとって大きな打撃だ。しかし、小倉さんの話にはこの危機的な状況を精神障害者の運動を社会の中に広げていくチャンスにしていくんだという意気込みがあった。せっかく前を向き始めた関係者や自治体の取り組みを頓挫させてはならない。「私たちは街の中で生きる権利がある」のである。これを阻むものは何なのか、きちんと見据えた運動を展開したい。